

## 南丹都市計画地区計画の決定（亀岡市決定）

都市計画篠町篠洗川地区地区計画を次のように決定する。

名	称	篠町篠洗川地区地区計画
位	置	亀岡市篠町篠洗川、篠向谷、森下タン条及び森向坂の各一部
面	積	約 6.7 h a
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	<p>本地区は京都縦貫自動車道篠 I.C. 及び国道 9 号に近接しており、交通利便性の高い立地にあるため亀岡市都市計画マスタープランでは本地区を産業拠点として工業系を中心とした土地利用を図ることとしている。</p> <p>本計画は、その恵まれた立地と土地区画整理事業による都市基盤整備を活かしつつ周辺の居住環境や自然環境と調和のとれた産業拠点の形成とその保全を図ることを目標とする。</p>
	その他当該区域の整備・開発及び保全に関する方針	<p>1. 土地利用の方針</p> <p>篠 I.C. 及び国道 9 号に近接している交通利便性の高さを活かし、工業系を中心とした周辺環境と調和する産業拠点の形成を図る。産業拠点の形成に向けた土地区画整理事業の円滑な施行に支障が生じることがないように、既存の病院等の保全を図りつつ暫定的に土地利用を制限する。</p> <p>2. 地区施設の整備の方針</p> <p>周辺の居住環境及び自然環境との調和に配慮し、土地区画整理事業により適切に道路、公園等の地区施設を整備する。</p> <p>3. 建築物等の整備の方針</p> <p>周辺環境と調和した産業拠点の形成に向けた土地区画整理事業の施行に支障が生じることがないように、建築物の整備に関して次のとおり方針を定める。</p> <p>① Aゾーン</p> <p>土地区画整理事業の都市基盤整備に備え建築物等の用途の制限を行う。</p> <p>② Bゾーン</p> <p>土地区画整理事業の都市基盤整備に備え既存施設に配慮しつつ、建築物等の用途の制限を行う。</p>

地区整備計画	区域の面積		約6.7ha	
	地区施設の配置及び規模		なし。 ただし、土地利用計画が具体化した時点で定めることとする。	
	地区の細区分	Aゾーン	Bゾーン	
	区域の面積	約5.9ha	約0.8ha	
	建築物等の用途の制限	<p>次の各号に掲げる建築物の建築等としてはならない。</p> <p>(1) 住宅</p> <p>(2) 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち建築基準法施行令第130条の3で定めるもの</p> <p>(3) 共同住宅、寄宿舍又は下宿</p> <p>(4) 学校、図書館、その他これらに類するもの</p> <p>(5) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの</p> <p>(6) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの</p> <p>(7) 公衆浴場</p> <p>(8) 診療所</p> <p>(9) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類するもの</p>	<p>次の各号に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。</p> <p>(1) 病院</p> <p>(2) 診療所</p> <p>(3) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの</p> <p>(4) 前各号の建築物に付属するもの</p>	

「区域は計画図表示のとおり」

#### 理 由

本都市計画は、本地区で施行予定の土地区画整理事業による土地利用計画が明確になるまでの間、暫定的に地区計画による土地利用の制限を行うため定めるものである。